

利用者様・ご家族様へのご案内

御野場訪問看護ステーションでは特定看護師が
特定行為を実施しています



1. 特定行為とは

医師の判断を待たずに予め作成された「手順書」に基づき、特定行為研修を修了した看護師が、在宅療養に不可欠な医療行為を診療の補助として担う事です。

2. 特定看護師とは

厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」により、指定研修機関で養成されます。研修終了後は、特定看護師として安全に特定行為を実施するために医師と連携し、手順書を基に利用者さんの状態を見極め、特定行為を実施します。また実施の際には、利用者さんやご家族の立場に立ったわかりやすい説明を行い、「治療」と「生活」の両面からの支援を行います。

3. 訪問看護師による特定行為のメリット

- ・ 状態の悪化を予防し、早期治癒を促進することができる。
- ・ 生活のリズムに沿った処置が可能となる。
- ・ 受診に伴う移動への身体的負担が軽減される。
- ・ 通院のための時間や病院での待ち時間が不要になる。
- ・ 受診や訪問診療の回数が減り、経済的負担が軽減される。



特定行為の流れ

1 医師から利用者に
特定行為の説明



2 医師から手順書の交付と
衛生材料の提供



3 利用者の体調をアセスメントし
手順書に基づいて実施



4 アセスメントの内容と
実施した特定行為を医師に報告



訪問看護師が在宅で行う主な特定行為

栄養及び水分管理に係る
薬剤投与関連



脱水症状に対する
輸液による補正

褥瘡管理関連



褥瘡または
慢性創傷の治療における
血流のない壊死組織の除去

呼吸器(長期呼吸療法に
係るもの)関連



気管カニューレの交換

ろう孔管理関連



胃ろうもしくは
腸ろうカテーテル
又は胃ろうボタンの交換

※対象となる利用者さんへ事前に医師からご説明の上、実施させていただきます。
皆様のご理解、ご協力をお願いします。

※特定行為(胃ろうカテーテル交換・気管カニューレ交換)を実施する際は、
訪問看護師と2名で訪問させていただきます。

※特定看護師が、休日あるいは待機当番日に当たっていない日は、対応致しかねますのでご了承ください。



＜特定行為に関するご質問・ご相談のお問い合わせ＞

御野場訪問看護ステーション

TEL 018-829-3200

伊藤 久美